

郵送による転出届

(宛先) 佐倉市長

(郵送する日) 令和 年 月 日

●届出人について

氏名 (署名または記名押印)	Ⓜ	電話番号(昼間連絡 が取れる電話番号)	-	-
住所 (マンション・アパート名も記入)				

●新しい住所について

住所 (マンション・アパート名も記入)				
世帯主		異動日(新しい住所に移った日、または移る予定日)	令和	年 月 日

●今までの住所について

住所 (マンション・アパート名も記入)	佐倉市			
世帯主		※世帯主が転出後も、同世帯で引き続き佐倉市にお住まいになる方2人以上がいる場合	新しい世帯主	

●転出される方について

(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカード または住基カード	カード有の方のみ (どちらかに○)
	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有・無	カードを使った 転入手続きを… 希望する ・ 希望しない (転出証明書の 発行を希望)
	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有・無	
	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有・無	
	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有・無	

●届出の際に用意するもの：転出届(この用紙)・本人確認書類(運転免許証等)のコピー・返信用封筒

※詳細およびマイナンバーカードまたは住基カードを使った転入(転入届の特例)をご希望のかたは、別紙をご確認ください。

【送付先・お問い合わせ】

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 市民課
電話番号：043-484-6121

郵送による転出届（佐倉市から他の市区町村への転出届をおこなう手続き）のご案内

① **届出人** 引っ越しをする本人またはその世帯の世帯主（代理人が届出する場合は委任状が必要です）

② 必要書類

●郵送による転出届

- ・書類に不備があった場合や転入届の特例（※）による転出手続きが完了した際にご連絡をしますの
で、平日の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ・印刷できない場合は、同じ内容を便せん等に記入してご使用ください。

●本人確認書類

1点で良いもの…顔写真が添付された官公署発行の免許証、許可証又は資格証明書などのコピー

【例】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カード(写真付き)など

2点いるもの…官公署発行の健康保険証などのコピーなど

【例】 健康保険証、国民年金手帳、年金証書、キャッシュカード（キャッシュカードのみの2点は不可）など

●返信用封筒

切手を貼って、自宅の宛先を書いてください。（新・旧どちらかの住所にのみ送付可能です。新住所に送付できるのは、異動日以降です。）

※ 下記の「転入届の特例」が適用となる場合や海外転出の場合は、返信用封筒は不要です。

③ **送付先** 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 市民課 宛

返信用封筒にて転出証明書を送付しますので、届いたら引っ越し先の市区町村の窓口で直接転入手続きを行ってください。（転入届の特例によりお届けいただいた場合は、転出証明書は出ませんが、転出届の受付をした旨の電話連絡または届出人の住所に別途通知いたします。）

※「転入届の特例について」

転入届の特例とは、紙の転出証明書は発行されずにお持ちのマイナンバーカードまたは住基カード（以下、カード）を使って転入の届出をおこなうことです。引っ越しされるかたの中でどなたかがカードをお持ちの場合は、転入届の特例が適用となります。（適用条件あり）

●転入届の特例が適用となる条件

- 1.有効期限内のカードを所持している。（期限切れ、最新の内容が記載されていない等は無効の扱いです。）
- 2.転出届出日（佐倉市役所に転出届が届いた日）が、異動日（新しい住所に移った日）から14日を経過してない。
- 3.カード所持者本人または転入する同世帯員がカードを持参して転入届出ができる。

転入手続きについて

- ・転入届は異動日から14日以内もしくは転出予定日から30日以内におこなってください。（日数が過ぎるとカードが失効します。また紙の転出証明書の再発行手続きが必要となります。）
- ・転入届の特例による転出届をおこなったかたは、転入届出にマイナンバーカードまたは住基カード（お持ちのかた全員分）が必要となります。
- ・休日・夜間開庁などに転入届の特例による転入届出ができるかどうかは、転入先の市区町村へお問い合わせください。